



東光有限責任監査法人

Toko LLC

## TOKOニュースレター

Vol. 181/2026年1月号

発行日：2026年1月22日

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

皆様には、常日頃から当法人の活動にご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は雇用・所得環境の改善やインバウンド需要を背景に、個人消費は底堅く推移しましたが、物価の上昇や米国の関税政策の影響などにより先行きが不透明な状況となりました。世界経済は、米国では雇用環境の改善等を背景に消費は堅調に推移し、欧州でもインフレの鎮静化を受けた利下げ政策が景気を下支えした一方で、中国経済の成長鈍化、米国の関税政策による影響の懸念や地政学リスクの継続もあり、依然として不透明な状況となっています。

そのような中、当法人は業務体制の一層の強化と安定的な監査業務の提供を目的として、昨年7月に東光有限責任監査法人へ法人名称および形態を変更いたしました。また9月には監査品質のマネジメントに関する年次報告書を公表し、従前にも増した詳細な情報開示に対応してまいりました。今後も変化し続ける経営環境の中で、社会に適応し続ける監査法人を目指して参ります。関係者の皆様方には、引き続き暖かい支援とご指導を頂けますと幸いです。

末筆ながら、皆様の益々のご健勝とご活躍を祈念し、年頭のご挨拶とさせていただきます。

2026年1月吉日

東光有限責任監査法人 包括代表社員 中川 治

最新情報（2025年12月1日～2025年12月31日）

### 1. 業種別委員会

該当なし

### 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

該当なし

### 3. 学校法人会計（学校法人委員会）

該当なし

### 4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

該当なし

## 5. IT 関係（テクノロジー委員会）

該当なし

## 6. その他（会計制度委員会等）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2025年 12月 12日	意見	「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律に基づく登録確認機関に関する省令（案）」に対する意見について	<p>2025年10月31日に、経済産業省から、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律に基づく登録確認機関に関する省令（案）」が公表され、広く意見が求められました。</p> <p>日本公認会計士協会（企業情報開示委員会）では、本省令案に対する意見を取りまとめ、2025年11月28日付で提出しましたのでお知らせいたします。</p>	—
2025年 12月 23日	その他	監査実施状況調査 (2024年度)	<p>本調査は、会員が協会へ提出する監査概要書（写し）及び監査実施報告書から抽出したデータを基に、会員をはじめとする利害関係者の意思決定の参考に資するため、監査に関与する者の人数、監査時間、監査報酬額を客観的に統計資料として取りまとめたものである。</p> <p>今回の調査対象期間は、2024年度（2024年4月期から2025年3月期）に係る被監査会社等の監査実施状況であり、集計方法等は前年度と同様であるが、金融商品取引法改正により、2024年4月から法令上の四半期報告書制度（第1・第3四半期）が廃止され、四半期決算における監査人のレビューが原則任意となっている。</p> <p>なお、監査人は、近年、監査業務においてITやAIを利用し、監査品質向上と効率化を図っているが、本監査実施状況調査では監査業務ごとの利用状況に関する情報を収集できており、今後の課題である。また、参考資料にも掲載のとおり、監査時間数に占める公認会計士以外の監査補助者の比率が年々増加しているため、時間当たり平均単価については留意して利用されたい。</p>	—

## II. 連絡広場（ワンポイントメッセージ）

毎年、12月に税制調査会による審議を経て公表される「税制改正大綱」が令和8年度についても公表されています。

令和8年度（2026年度）の税制改正は、長引く物価高への対応と、日本の産業競争力を根本から高めるための構造改革を後押しする内容が中心となっています。

まず、個人所得税における最大の注目点は「年収の壁」の大幅な引き上げです。従来の103万円という基準を178万円へと拡大する方針が示されました。これは現役世代の「手取り額」を直接的に増やすことで消費を活性化させるだけでなく、人手不足が深刻な現場での「働き控え」を解消し、より柔軟な労働力の確保を支援する狙いがあります。また、物価の上昇に合わせて基礎控除等の額を自動的に見直す仕組みの導入も検討されており、実質的な増税を防ぐ生活防衛の視点が強く打ち出されています。

一方で企業向け税制においては、成長投資を促すための「メリハリ」が明確になりました。象徴的なのは、原則として全業種を対象とした「大胆な投資促進税制」の創設です。一定規模以上の設備投資に対して即時償却や高い税額控除を認めるこの制度は、建物やソフトウェアも対象に含まれており、企業の「稼ぐ力」の底上げを強力に支援します。その反面、これまで幅広く適用されてきた「賃上げ促進税制」は大企業・中堅企業向けを中心に縮小・廃止の方向へと舵が切られました。

今回の税制改正は、個人の消費力向上と企業の投資意欲を両輪で回し、日本経済全体を一段上のステージへと押し上げようとする意図が伺えます。

以上

【発行元】

東光有限責任監査法人 ナレッジチーム

〒162-0824

東京都新宿区揚場町1番1号 揚場ビル3階

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703